

2023 年 4 月 No.146

シンガポール

就労ビザ（EP）発給に関する新評価枠組み（COMPASS）の導入

弁護士 福井 信雄

1. はじめに

シンガポールは外国企業の誘致に積極的な国であるが、その一方で外国人が就労ビザ（Employment Pass、以下「EP」）を取得するのは必ずしも容易ではない。現行制度では、申請者の①給与、②学歴、③職歴（役職）が主要な審査項目になっており、シンガポールの労働省のウェブサイト上で公開されている自己評価ツールでこれらの項目を入力すると、EPが発給されるかどうかを自分で簡易に判定することができる。ただ実際の申請においては、シンガポール人の雇用状況等を含む他の諸要素も考慮される結果 EPが発給されない場合もあり、日本側の人事異動が決定したにもかかわらずシンガポール側で EPが下りず、駐在を開始できないといった事態も散見される。

2. 新評価枠組み（COMPASS）の導入

今から約 1 年前の 2022 年 3 月、EP 審査の透明性を高める新たな審査基準の枠組みが発表され、現在その導入に向けて詳細な基準の策定が進められている。新たな評価枠組みは以下の 2 段階の審査から構成されている。

(1) EP 適格給与を満たすこと

月額固定の給与額は現在も審査項目の一つであるが、2023 年 9 月以降は、労働省が定める最低給与額を下回る場合には、それだけで EP 発給の要件を満たさないことになる。具体的な金額は、23 歳で最低月額固定給与 5,000 シンガポールドル（金融セクターは 5,500 シンガポールドル）とされ、この金額は年齢と共に引き上げられ、45 歳以上の場合には最低 10,500 シンガポールドル（金融セクターは 11,500 シンガポールドル）と設定されている。

(2) 相補性評価枠組みで 40 ポイント以上取得すること

COMPASS と呼ばれる相補性評価枠組み（Complementarity Assessment Framework）が新たに導入される EP 審査の評価枠組みである。①給与、②学歴、③多様性、④現地人雇用の 4 つの審査項目から構成され、以下の表に記載の通り、項目毎に 20、10、0 ポイントのいずれかが付与され、4 つの項目で合計 40 ポイント以上取得すれば EPが発給されることになる。EP の発給対象者を高度人材に限定し、組織に対しては現地人の雇用創出に留意しつつ特に国籍に関して多様性の高い組織にすることを求めるというシンガポール政府の明確なメッセージが読み取れるものである。

評価項目	ポイント
① 給与：同じ事業セクターの専門職、管理職、経営幹部職、技術職の給与水準と比較して	
• 90%以上	20
• 65%以上 90%未満	10
• 65%未満	0
② 学歴	
• 一流大学卒	20
• 学位同等の資格	10
• 学位に満たない資格	0
③ 多様性：申請者の国籍が組織内の専門職、管理職、経営幹部職、技術職に占める割合	
• 5%未満	20
• 5%以上 25%未満	10
• 25%以上	0
④ 現地人の雇用：同一事業セクターにおける現地人が専門職、管理職、経営幹部職、技術職に占める割合と比較して	
• 50%以上	20
• 20%以上 50%未満	10
• 20%未満	0

3. COMPASSの詳細基準の公表

2023年3月末日、労働省のウェブサイトで以下の2つのリストが公開された。

(1) 20ポイント付与される大学のリスト

上述の通り、COMPASSの評価項目の1つである学歴に関して、シンガポール政府が定める一流大学を卒業して

いる人材に対しては 20 ポイントが付与されることになる。今回公開されたリストでは、(ア) 学部を問わず 20 ポイント付与される 120 の大学と、(イ) 特定の学部卒の場合にのみ 20 ポイント付与される 18 の大学・高等教育機関が挙げられている。アメリカの 27 大学を筆頭に各国限定された大学が挙げられており、日本では、大阪大学、京都大学、東京大学、東京工業大学、東北大学の 5 つの大学が対象とされている。

(2) シンガポールにおける不足職種リスト

COMPASS では、上述の 4 つの基本項目に加えて、加点項目の一つとして、シンガポールにおいて人材が不足しており外国人の高度人材の必要性が高い職種に対して EP 申請が行われる場合、追加で 20 ポイント（但し、申請者の国籍が、組織内の専門職、管理職、経営幹部職、技術職に占める割合が 3 分の 1 以上の場合には 10 ポイント）が付与されることになる。今回公表された不足職種リストにおいては、(i) アグリテック、(ii) 金融サービス、(iii) グリーン・エコノミー、(iv) ヘルスケア、(v) 情報通信技術、(vi) 海運の 6 分野から 27 の職種が挙げられている。

4. おわりに

この COMPASS と呼ばれる評価枠組みは、新規の EP 申請に対しては 2023 年 9 月から、既存の EP の更新に対しては 2024 年 9 月からの導入が予定されている。COMPASS の導入により、EP 審査の透明性が高まることは歓迎されるものの、新たに追加された国籍の多様性の指標など日本企業の現地子会社が抱える課題に正面から向き合うことも求められることになり、実質的に EP 取得のハードルが高くなる企業も少なくないと思われる。

なお、従前から導入されている企業内異動 (intra-corporate transferee) の枠組みは、引き続き今回の COMPASS の適用対象外となるため、家族の帯同ができない等の一定の制約はあるものの、COMPASS での EP 発給が見込めない場合には引き続き選択肢の一つとなる。

[執筆者]



福井 信雄（長島・大野・常松法律事務所 Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP
弁護士 パートナー）

nobuo_fukui@noandt.com

2003 年 10 月弁護士登録。2010 年から 2013 年 10 月まで Widyawan & Partners（ジャカルタ）に outward、日本企業のインドネシアでの事業の立ち上げや現地企業の買収、既進出企業へのインドネシア法上のアドバイスをを行う。2013 年 10 月下旬よりシンガポール・オフィスでの勤務を開始。2015 年よりシンガポール・オフィス代表。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

NO&T Asia Legal Update ～アジア最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-asia@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませよう願います。